

「週休 2 日取得工事（交替制）」  
（令和 6 年 4 月）  
実施要領  
（土木工事）

令和 6 年 4 月 1 日以降適用

新潟市

## 「週休2日取得工事（交替制）」（令和6年4月）実施要領

### 1 目的

新潟市としては、官民一体となった建設産業の「働き方改革」が加速するよう、平成29年度から「週休2日取得モデル工事」の試行を実施してきたが、令和6年4月からは労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業へ適用され、発注者は適切な工期設定を行い、週休2日（4週8休以上）<sup>※1</sup>を促進する必要がある。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日を建設産業に広く浸透させるため、現場閉所することが困難な工事を対象に、技術者・技能労働者（以下労働者という）が交替しながら週休2日を取得する「週休2日取得工事（交替制）」を、本要領により実施する。

※1 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間において28分の8以上の休日を確保することをいう。

### 2 実施対象工事

当初設計金額が2,500千円以上の土木工事のうち、現場閉所制の対象として発注した土木工事で、現場閉所制の実施を希望しなかった原則すべての土木工事。

### 3 実施対象外工事

当初設計金額が2,500千円以上の土木工事のうち、緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。

なお、「週休2日取得工事」制度の実施対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得工事」制度に取り組む旨の協議があり、発注者が週休2日に起因する工期変更をせずに工事目的を達成可能と判断できる場合には、「週休2日取得工事」制度を適用できるものとする。

その場合、受注者は発注者と協議し、「週休2日取得工事（現場閉所制）受注者希望型」または「週休2日取得工事（交替制）」のうち、いずれかを選択するものとする。契約後の流れについてはそれぞれの実施要領によるものとするが、週休2日に起因する工期変更は行わない。

### 4 「週休2日取得工事（交替制）」の実施内容

現場閉所することが困難な工事において、労働者が交替しながら原則、完全週休2日<sup>※2</sup>を取得することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については休日取得率算出時の対象としない。

ただし、やむを得ず完全週休2日の休日を取得できない場合は、振替休日により、週休

2日（4週8休以上）の休日を取得するものとする。

※2 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

## 5 実施の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・標準単価・現場管理費率とする。  
なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、技術者（下水道）とする。

### (1) 発注時

1) 「週休2日取得工事（現場閉所制）」の対象工事、または「週休2日取得モデル工事」制度の実施対象外工事として発注する。

### (2) 実施工事の契約後の初回打合せ

1) 受注者は、契約後速やかに「週休2日取得工事（交替制）」希望の有無について、発注者に報告する。

希望する場合は、受注者は発注者と打合せ簿により協議すること。

「週休2日取得工事（交替制）」を行わない場合は、本実施要領によらず施工するものとする。

### (3) 初回打合せ後～実績確認

1) 受注者は、施工計画書の提出時に、交替制で労働者が週休2日の取得が確認できる工程表※（任意様式）を発注者へ提出する。ただし、以下に留意すること。

労働者が4週8休以上の休日を取得する計画を原則とする。

※ 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないよう、留意すること。

※ 「週休2日取得工事（交替制）」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

2) 受注者は、「週休2日取得工事（交替制）」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

3) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

4) 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

5) 受注者は、様式1「週休2日取得工事（交替制）」労働者の休日取得確認表」を作成し、現場完了日以降、発注者へ速やかに提出する。

6) 発注者は、労働者の週休2日の取得状況を以下により確認する。

≪【休日取得の確認方法】≫

確認方法は様式1「週休2日取得工事(交替制)労働者の休日取得確認表」を使用して確認することを施工計画書に明記し、工事着手前に発注者と協議する。

≪【対象者】≫

施工体制台帳に載っている元請及び下請の全ての労働者のうち、当該現場での勤務期間が連続7日間以上(休日を含む)の労働者を対象とする。

休日取得率(%) = 全対象者の「休日日数」 ÷ 全対象者の「勤務期間」

- ※1 休日取得率は小数第2位を四捨五入する。
- ※2 「勤務期間」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間をいう。
- ※3 「休日日数」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間中に取得した休日をいう。なお、勤務期間の初日と最終日が休日となる場合は当該日も勤務期間に含めるが、休日が施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は休日として扱わない(施工体制台帳に記載されている工期外の勤務は建設業法違反)。
- ※4 当該現場での連続7日間以上(休日を含む)の勤務期間が複数存在する労働者は、それぞれの期間で計上して休日取得率を算出する。なお、連続7日間未満(休日含む)の期間は、休日取得率算出の対象外とする。
- ※5 年末年始休暇や夏季休暇を取得する労働者は、年末年始休暇では6日間、夏季休暇では3日間を勤務期間及び休日日数から除いて休日取得率を算出する。  
また、この他に勤務期間及び休日日数から除く期間は以下の期間とする。
  - ・工場製作のみの期間
  - ・工事事故等による不稼働期間
  - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
  - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
  - ・工事の全面中止期間
  - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

(4) 設計変更

労働者の休日取得の達成状況に応じた標準単価を計上するとともに、以下の表に基づき、労務費・現場管理費率に該当する補正係数を乗じ、設計変更を行う。労働者の休日取得率が4週8休未満の場合、及び協議の結果、「週休2日取得工事（交替制）」を行わない場合は、補正を行わない。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 休日取得率  | 4週8休以上<br>(28.5%以上) |
| 労務費    | 1.05                |
| 現場管理費率 | 1.03                |

(5) 竣工検査

1) 受注者は、上記「5 実施の流れ (3) 5)」で発注者に提出済みの様式1「「週休2日取得工事(交替制) 労働者の休日取得確認表」」を竣工書類に添付する。

2) 発注者は、以下のように加点を行う。

労働者の休日取得率が4週8休以上を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

工事成績の加点方法

| 創意工夫                  | 社会性        | 合計得点  |
|-----------------------|------------|-------|
| 休日取得率が週休2日（4週8休以上）を達成 |            |       |
| +3点（+1.2点）            | +5点（+1.0点） | +2.2点 |

(6) 検査後

受注者は、様式（アンケート）を入力し、発注者に電子データを提出する。

※実施の場合の提出は任意とする。